

2022/01/31【1.1.0 版】

石化協版

技術仕様適合自己申請およびロゴ使用許諾申請運用の手引き

V1.1.0

石油化学工業協会

情報通信委員会

■改訂履歴

版番号	更新日	改訂内容
1.0.0	2019 年 11 月 12 日	初版リリース
1.1.0	2022 年 01 月 31 日	1. 4. 2. 申請受付の記載を変更

目 次

本書の目的	3
申請の流れ	3
1. 申請	4
1. 1. 申請対象	4
1. 2. 申請資格	4
1. 3. 申請単位	5
1. 3. 1. 複数のサービスを統合して提供している場合	5
1. 3. 2. 同一サービスにおいて異なるサービスレベルで提供している場合	5
1. 4. 申請書類	5
1. 4. 1. 送付方法	6
1. 4. 2. 申請受付	6
2. 審査	6
2. 1. 審査対象項目	6
2. 1. 1. 申請者情報に関する情報開示項目	6
2. 1. 2. チェックシートに関する情報開示項目	6
2. 2. 審査基準	7
2. 3. 認定に係る審査手順	7
2. 3. 1. 形式審査	7
2. 3. 2. 書類審査	7
2. 3. 3. 調査	7
3. 認定	7
3. 1. 審査結果の通知	7
3. 1. 1. 認定審査	8
3. 1. 2. 審査結果の通知	8
3. 2. 審査結果の公表	8
3. 2. 1. 基本内容	8
3. 2. 2. 開示内容	8
4. 更新	9
4. 1. 認定の更新、その他届け出	9
4. 1. 1. 認定の更新	9
4. 1. 2. 変更の届け出	9
4. 1. 3. 終了の届出	9
5. その他(技術仕様修正の運用)	10
5. 1. 技術仕様修正	10
5. 1. 1. 修正のタイミング	10
5. 1. 2. 修正資料の掲載	10
5. 2. 技術仕様修正に伴う EDI サービス事業者への提出依頼	10
5. 3. 申請	11
5. 4. 再審査、再認定	11

本書の目的

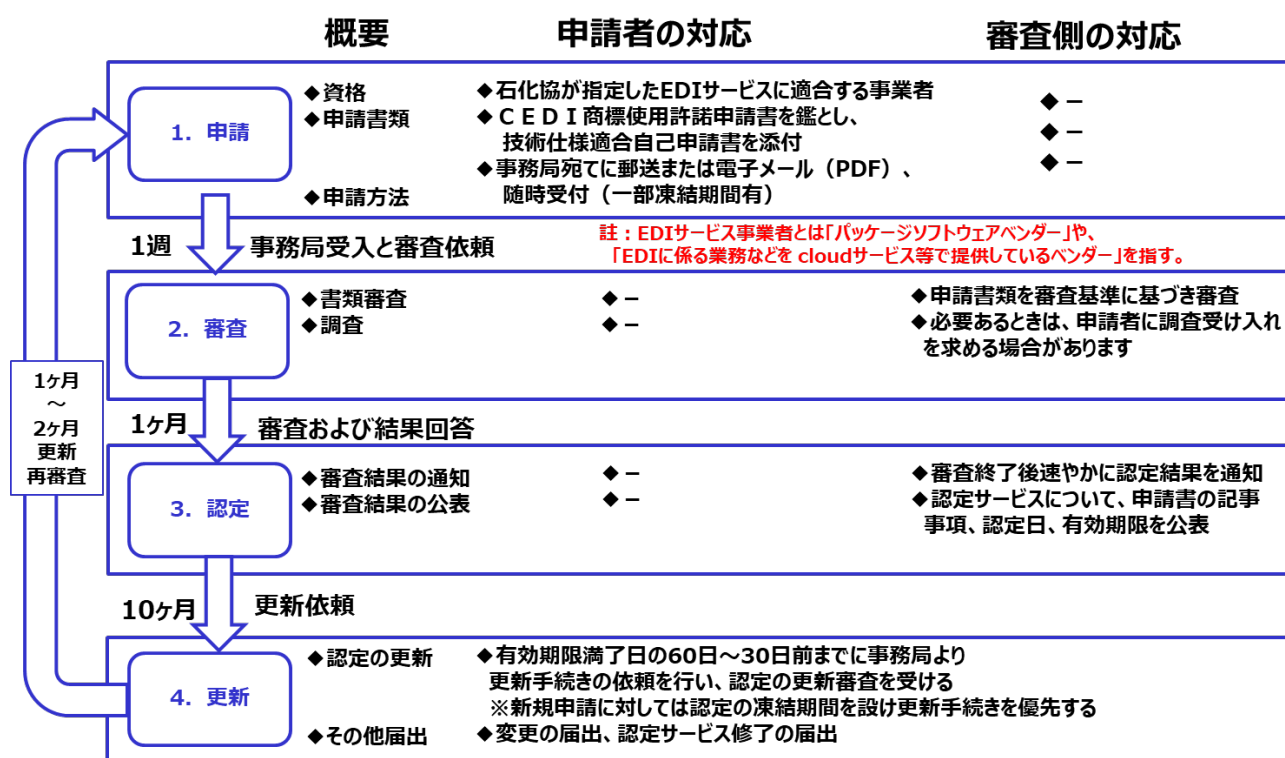
石化協では EDI サービス事業者に対して、申請制度を用い、石化協版全銀 TCP/IP 手順仕様に関する確認リストを元に、「全銀協標準通信プロトコル(TCP/IP 手順・広域 IP 網)」をパッケージソフトや商用サービスとして提供可能な状態となっているかを確認し、EDI サービス事業者としての申請を受

理する。受理した EDI サービス事業者には、石化協の登録商標である「CEDi」  のロゴ使用を認める。

本書は、「CEDi」  のロゴ使用に伴う申請の運用が廻るよう、技術仕様適合自己申請およびロゴ使用許諾申請の運用手順について説明する。

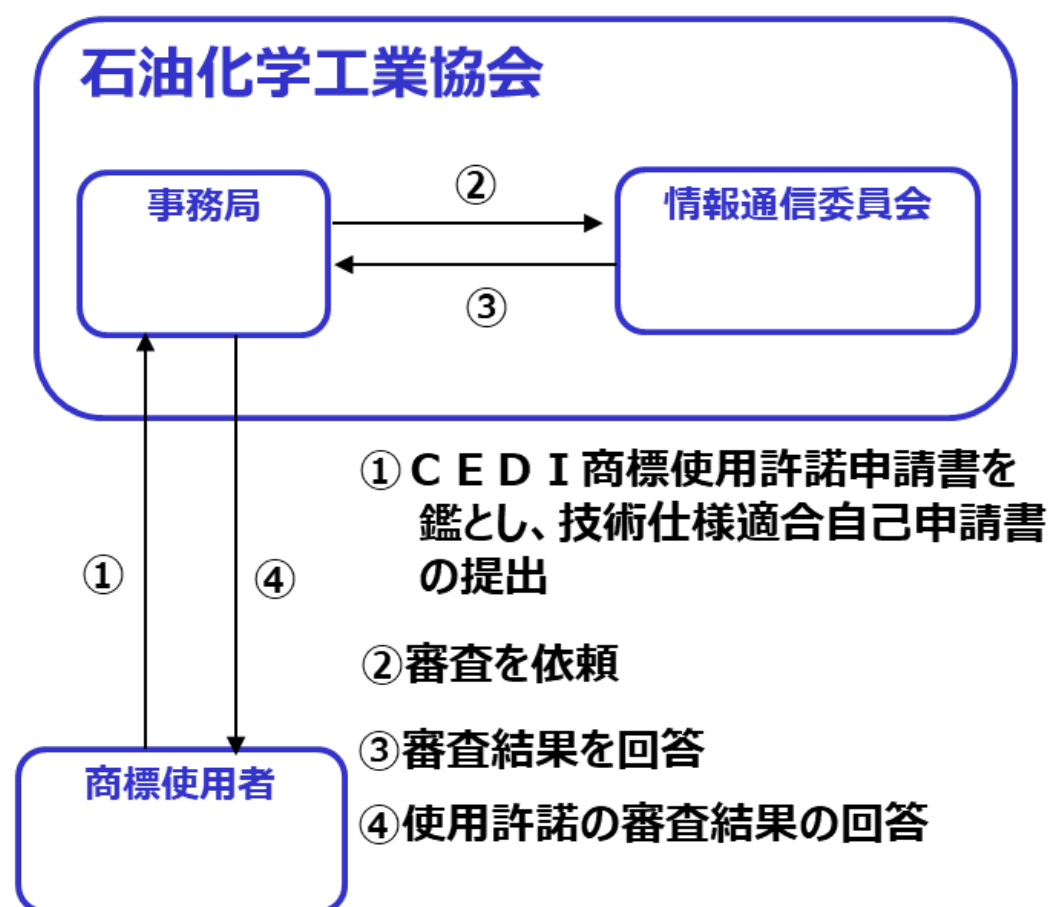
註:EDI サービス事業者とは「パッケージソフトウェアベンダー」や、「EDIに係る業務などを cloud サービス等で提供しているベンダー」を指す。

申請の流れ



1. 申請

申請



1. 1. 申請対象

申請対象は EDI に係るパッケージソフトウェアや、VAN、ASP、SaaS 等の EDI サービスであり、既に提供を開始しているものに限りします。

1. 2. 申請資格

申請できるのは、石化協が指定した EDI サービスに適合する事業者です。

- 外国法人については、日本語で情報開示が行われている場合に申請することができます。
- ユーザと契約する販売代理店あるいは仲介代理店等については、EDI サービス提供元の事業者が、販売代理店あるいは仲介代理店等の名称、本店の所在地、本店の連絡先等の情報を記載することにより申請することができます。
- 他事業者の EDI サービス（商品）を OEM 販売する事業者や、サービス提供元の事業者とは異なる独自のサービスサポートを行う販売・仲介代理店等については、当該サービスの申請を独自に行うことができます。

1. 3. 申請単位

申請および認定は、原則として独立して提供されるパッケージソフトウェア単位、サービス単位とします。ただし、複数のアプリケーション・サービスや基盤（プラットフォーム）サービスを統合して提供している場合、および同一サービスであっても、複数の安全性、信頼性等のサービスレベルを設定して提供している場合は、以下のとおりとします。

なお、サービスの提供形態については事業者により様々なケースが想定されるため、不明点があれば窓口までお問合せください。

1. 3. 1. 複数のサービスを統合して提供している場合

ア. 複数のアプリケーション・サービスや基盤サービスを統合して提供している場合、以下の条件をすべて満たしているときは、統合したものを一つの申請単位とすることができます。

- (1) 統合するサービスの業務内容に関連性があること。
- (2) 各サービスの開示すべき情報の内容が同じであり、それぞれのサービス毎に分けて記述する必要がないこと。
- (3) 統合するサービスとしての利用契約があること。

イ. これ以外の場合は、統合したものではなく、それぞれを一つのサービスとします。ただし、各サービスの開示情報の内容が同じであり、かつ統合するサービスとしての利用契約があるときは、サービス単位を個別に審査します。

※ ア. の(2)、(3)の条件は満たすが、(1)については該当しない場合等を言う。

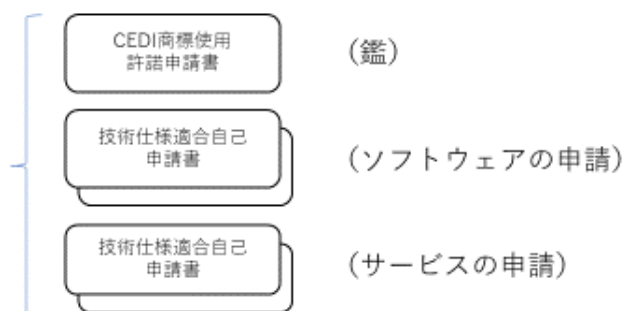
1. 3. 2. 同一サービスにおいて異なるサービスレベルで提供している場合

同一サービスであっても、複数の安全性、信頼性等のサービスレベルを設定して提供しており、各サービスレベルの開示情報の内容が異なる場合は、それぞれを申請単位とします。

1. 4. 申請書類

CEDI商標使用許諾申請書を鑑とし、申請サービスごとに日本語で記述された「石化協版 全銀協標準通信プロトコル(TCP/IP 手順・広域 IP 網) SSL/TLS 方式 技術仕様適合自己申請書」(以下 技術仕様適合自己申請書とする)を添付の上、提出いただきます。

例) ソフトウェア、サービスをまとめて申請される場合の申請書類



1. 4. 1. 送付方法

申請者は、郵送または電子メール(PDF)により申請書類の送付を行うことができます。

※ 送付先については以下の事務局宛てにお願いいたします。

事務局: 〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル
石油化学工業協会 CEDi 事務局
cedi_information@jpca.or.jp

1. 4. 2. 申請受付

申請は、随時受け付けますが、4~5月は更新の再審査を優先します。

2. 審査

審査対象項目と審査基準

2. 1. 審査対象項目

認定の審査対象項目は、技術仕様適合自己申請書で示されている情報開示項目に基づき、以下のような構成となっています。

2. 1. 1. 申請者情報に関する情報開示項目

事業者
主要事業の概要
ソリューション名称
ソリューション提供開始時期
ソリューションの内容

2. 1. 2. チェックシートに関する情報開示項目

基本仕様

SSL/TLS 証明書認証
全銀認証
脆弱性対応
脆弱性対応(暗号スイート)
証明書

2. 2. 審査基準

審査対象となる情報開示項目は、技術仕様適合自己申請書の内容となります。

チェックシートには「必須」(機能としてサポートしており、利用できる)、「推奨」(機能として利用できることが望ましい)、「オプション」(機能が利用できるのであれば良い)の適合区分を設定しています。

申請者はこれらの適合区分にかかわらず、申請対象のパッケージソフトウェア、もしくは、サービスにおける対応状況を記入してください。全ての項目に対して適切な情報開示を行っており、かつ、石化協が制定した基準を満たす場合は認定となります。

2. 3. 認定に係る審査手順

受理した申請書類をもとに、次により審査を行い、結果を通知します。

2. 3. 1. 形式審査

申請者より提出された1. 4. に記載の申請書類が指定どおり提出されているかを審査します。

2. 3. 2. 書類審査

申請書類をもとに、「審査対象項目と審査基準」で示した審査基準に基づき書類審査を行います。

なお、申請内容に明らかに誤解に基づく記述、記入漏れ、不鮮明な記述がある場合は照会することがあります。

2. 3. 3. 調査

審査上必要があるときは、申請者に対し、その営業所、事務所その他事業場における調査の受け入れを求めることがあります。

3. 認定

3. 1. 審査結果の通知

受理した申請書類をもとに審査を行い、結果を通知します。

3. 1. 1. 認定審査

認定にあたっては、情報通信委員会にて審査を行い判断します。

3. 1. 2. 審査結果の通知

審査終了後、認定又は非認定の結果を通知します。

なお、非認定の場合には、改善等が求められる申請内容等について説明を付すこととします。

3. 2. 審査結果の公表

認定したサービスについて、以下の情報を公表します。

3. 2. 1. 基本内容

認定番号、事業者名称、認定日、有効期限を認定事業者一覧表の形で公表します。

3. 2. 2. 開示内容

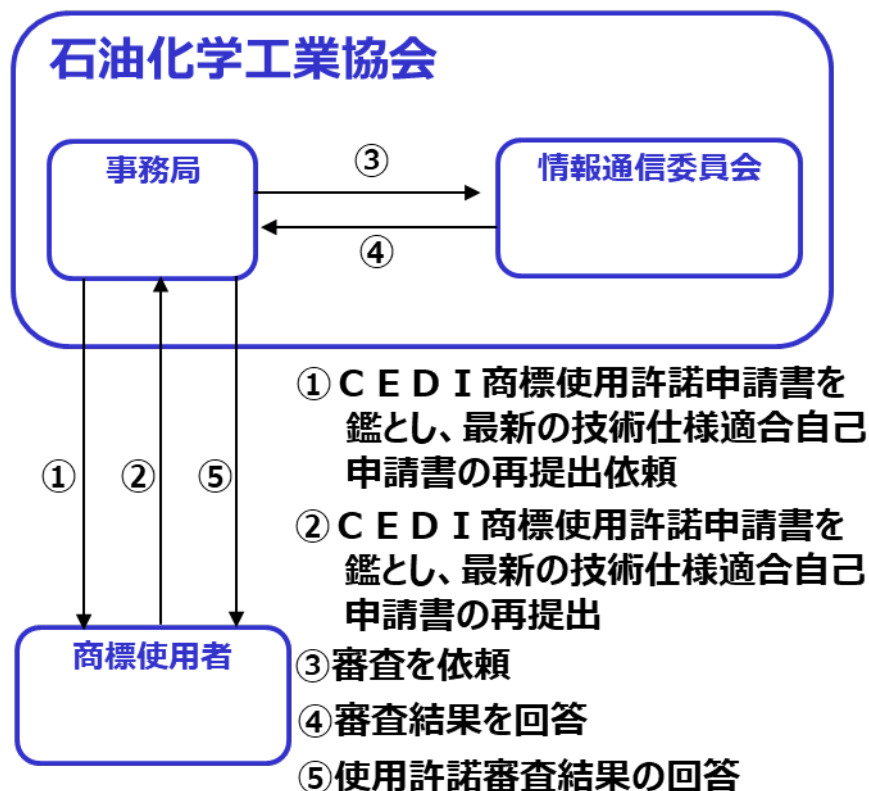
申請内容について、申請者が記述した内容をそのまま公表します。

ただし、申請者からその一部につき公表を留保したい旨の申し出があった場合、情報通信委員会において正当な理由であると判断したときは、必要な期間、公表を留保することがあります。公表を留保する期間は、申請者の申し出に基づいて判断します。

また、期間を更新する必要がある場合についても同じとします。

4. 更新

更新



4. 1. 認定の更新、その他届け出

4. 1. 1. 認定の更新

CEDi商標使用規約の第6条【有効期間】に従い、認定の更新行う。
その際、新規申請に対しては認定の凍結期間を設け更新手続きを優先する。

4. 1. 2. 変更の届出

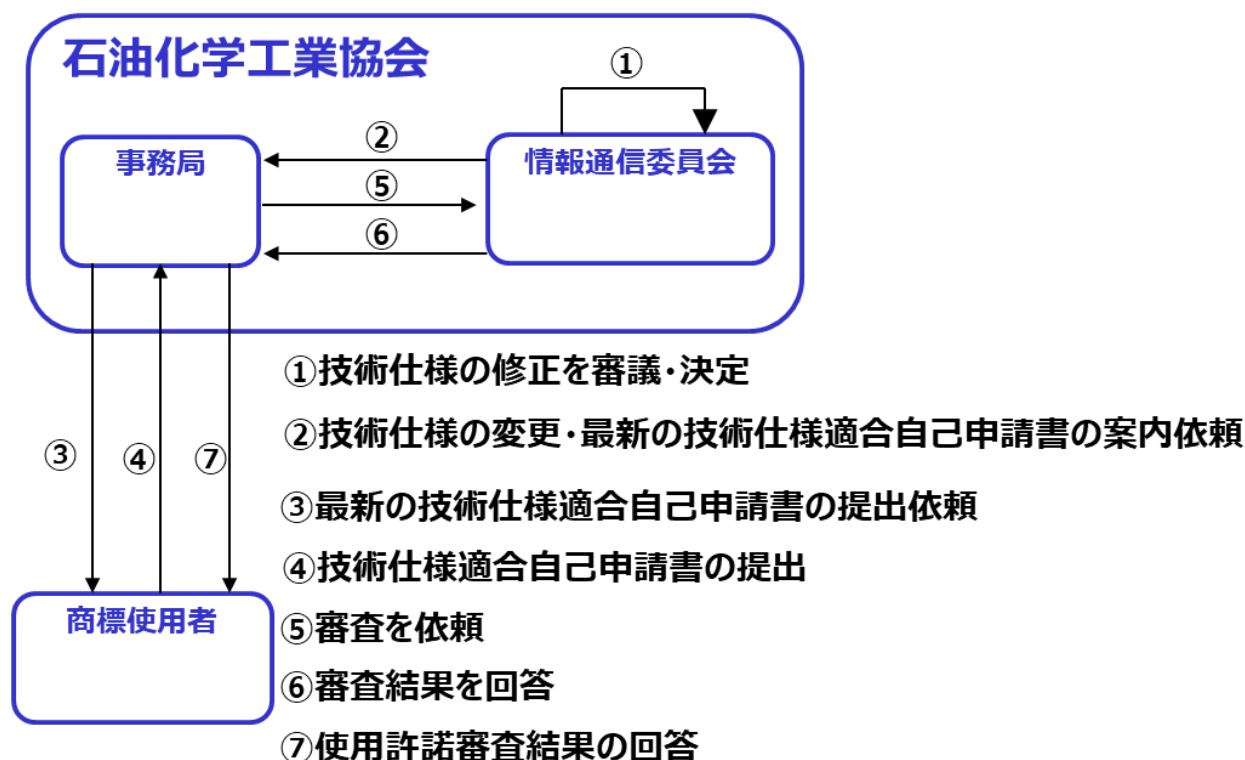
認定期間内に1. 4. 申請書類の内容に変更が発生したときは、遅滞なく届出を行ってください。

4. 1. 3. 終了の届出

認定期間内に当該認定提供を終了したときは、遅滞なく届出を行ってください。

5. その他(技術仕様修正時の運用)

技術仕様修正



5. 1. 技術仕様修正

5. 1. 1. 修正のタイミング

CEDI商標使用規約の第6条【有効期間】3項に記載内容に従い、新たなセキュリティへの対応など、情報通信委員会にて技術仕様の修正を必要と判断した場合、技術仕様適合自己申請書の修正を行う。

5. 1. 2. 修正資料の掲載

修正を行った場合、速やかに掲載先へ掲載を行う。

5. 2. 技術仕様修正に伴う EDI サービス事業者への提出依頼

事務局より修正された、技術仕様適合自己申請書を認定した EDI サービス事業者宛に送付する。

5. 3. 申請

EDI サービス事業者は受領した最新の、技術仕様適合自己申請書に修正内容を記載し提出する。

対応の詳細は、1. 申請を参照

5. 4. 再審査、再認定

再審査および再認定について、詳細は、2. 審査、3. 認定を参照

石化協版

技術仕様適合自己申請およびロゴ使用許諾申請運用の手引き

2022年1月 発行

石油化学工業協会 情報通信委員会 CEDI-WG
(2024-WGは2020年度よりCEDI-WGに統合されております)
本資料に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

CEDI 事務局（石油化学工業協会内）
電話：03-3297-2011
メール：cedi_information@jpca.or.jp